

【 資料編 】

- 1 子ども読書活動に関するホームページ一覧
- 2 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 3 掛川市子ども読書活動推進会議規程
- 4 令和2年度掛川市子ども読書活動推進会議名簿
- 5 第4次掛川ほんわかプラン策定経過
- 6 子どもの読書に関する調査結果の概要
- 7 県内外の図書館・資料館等一覧
- 8 用語解説

子ども読書活動に関するホームページ一覧

施設名	主な内容	ホームページアドレス
掛川市立図書館	蔵書検索 行事案内 等	http://library.city.kakegawa.shizuoka.jp/ 
静岡県立中央図書館	静岡県横断検索システムおうだんくん 子ども図書研究 レファレンス事例検索	 http://www.tosyokan.pref.shizuoka.jp/
読書県しずおかBOOKサイト	県内で開催される読書関連イベント情報や 図書館関係情報を掲載	http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-080/dokusyo/index.html 
文部科学省子ども読書活動推進ホームページ	子どもの読書活動推進の取組 特色ある取組の紹介 等 (平成23年度までの情報)	 http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/
文部科学省子ども読書の情報館	子ども、保護者のもとより、子どもの読書活動に関わる関係者を応援する情報を発信。	http://www.kodomodokusyo.go. 
国立国会図書館国際子ども図書館	子どもの本と図書館の動き 学校図書館へのサービス 等	 http://www.kodomo.go.jp/index.html
(社) 全国学校図書館協議会	学校図書館ニュース 学校図書館に役立つ資料 等	http://www.j-sla.or.jp/ 
(社) 読書推進運動協議会	子どもの読書推進会議 こどもの読書週間 等	 http://www.dokusyo.or.jp/
日本児童図書出版協会	本をさがす さがしています、こんな本	http://www.kodomo.gr.jp/jacbp.html 
NPOブックスタート	ブックスタートとは 動画「赤ちゃんといっしょにえほん」等	 http://www.bookstart.or.jp/
子どもゆめ基金	助成活動紹介 等	http://yumekikin.niye.go.jp/ 
全国書店ネットワーク e-hon	ミリオンぶっく ヤングアダルト図書コーナー 等	 http://www.e-hon.ne.jp/bec/EB/Top
うちどく.com	うちどくのすすめ 全国家読情報	http://uchidoku.com/htdocs/ 
日本書店商業組合連合会 「本屋さんへ行こう！」	本の情報 あなたの町の本屋さん 等	 http://www.n-shoten.jp/

ホームページ	主な内容	ホームページアドレス
(財)出版文化産業振興財団 (JPIC)	よみきかせ講習会 読書アドバイザー養成 等	http://www.jp-pic.or.jp/ 
mi:te[ミーテ]	絵本を探す 読み聞かせガイド 等	 http://mi-te.kumon.ne.jp/
絵本ナビ	絵本や児童書に関する日本最大級のポータルサイト	http://www.ehonnavi.net/ 
ヤングアダルト出版会	中学生・高校生向けの推薦図書	 http://www.young-adult.net/

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日公布施行

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

掛川市子ども読書活動推進会議規程

(設置)

第1条 掛川市子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を推進するため、掛川市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所管事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 推進計画の目標達成に関すること。
- (3) 図書基準の設定に関すること。
- (4) 廃棄基準の設定に関すること。
- (5) 推進計画の改訂に関すること。
- (6) その他推進計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 乳幼児教育施設、小学校、中学校又は高等学校の保育士、又は教諭。
- (3) 市議会の代表
- (4) こども希望課、学校教育課及び教育政策課の職員。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長が必要であると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、図書館において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は令和2年4月1日から施行する。

令和2年度掛川市子ども読書活動推進会議委員名簿

	役職	氏名	選出区分	公職名等
1	会長	杉浦 義明	学識経験のある者	静岡大学特任教授
2	副会長	山崎 幸子	学識経験のある者	図書館ボランティア
3	委員	菅沼 哲弥	学識経験のある者	三原屋書店役員
4	委員	加藤恵美子	学識経験のある者	学童保育所代表
5	委員	福住久美子	学識経験のある者	図書館協議会委員
6	委員	中村 千里	乳幼児教育施設	掛川こども園園長
7	委員	佐野千枝子	乳幼児教育施設	すこやかこども園副園長
8	委員	青島 文乃	小学校代表	掛川市立第二小学校教諭
9	委員	鈴木 晶子	中学校代表	掛川市立東中学校教諭
10	委員	露木 均	高等学校代表	静岡県立掛川西高等学校教諭
11	委員	窪野 愛子	市議会代表	市議会文教厚生委員長
12	委員	山梨 規子	こども希望課	こども希望課指導主事
13	委員	平野 都美	こども希望課	こども家庭係係長
14	委員	藤田盛一郎	学校教育課	学校教育課指導主事
15	委員	大石 博之	教育政策課	社会教育室室長

事務局 掛川市立図書館
 館長 赤堀 賢司
 副館長(大東図書館) 後藤 晶子
 主幹兼管理係長 名倉 宏昭
 中央図書係長 栗田 和道
 中央図書係主査 松下 恵子
 大東図書館主任 浅井 淑子
 大須賀図書係長 澤島 由基乃

第4次掛川ほんわかプラン策定経過

日 付	内 容
令和2年4月30日	第1回子ども読書活動推進会議 ・計画策定年間スケジュール及びアンケート実施方法について協議
7月14日 ～ 8月4日	アンケート実施
9月24日	第2回子ども読書活動推進会議 ・アンケート結果報告 ・計画（案）について協議
10月29日	第3回図書館協議会 ・計画（案）について協議 ・パブリックコメントの実施について協議
11月24日	11月教育委員会定例会 ・計画（案）について中間報告
12月22日	12月教育委員会定例会 ・計画（案）及びパブリックコメントの実施について協議
令和3年1月5日	第4回子ども読書活動推進会議（書面決議） ・計画（案）について協議 ・パブリックコメントの実施について協議
1月21日	議会全員協議会 ・計画（案）報告 ・パブリックコメントの実施について報告
1月22日 ～ 2月21日	パブリックコメント実施
3月16日	第5回子ども読書活動推進会議 ・パブリックコメント実施結果報告 ・計画（案）について協議
3月26日	3月教育委員会定例会 ・計画（案）について協議・承認

子どもの読書に関する調査結果の概要.

1 対象

- ① 乳幼児健診会場：健診対象乳幼児の保護者
- ② 認定こども園、幼保園、幼稚園、保育園：年中児（4歳児）の保護者
- ③ 小学校：小学校2年生、小学校4年生、小学校6年生の保護者
- ④ 小学校：小学校2年生、小学校4年生、小学校6年生の児童
- ⑤ 中学校：中学校3年生の生徒
- ⑥ 高校生：高校2年生の生徒

2 実施期間・提出期限

実 施 期 間：令和2年7月

保 護 者 提 出 期 限：令和2年7月29日（水）

図 書 館 へ の 提 出 期 限：令和2年8月4日（火）

3 実施方法

マークシート方式によるアンケート

①乳幼児健診会場：図書館職員が聞き取りで実施

②③保護者へのアンケート

園、学校でアンケート用紙を配布、提出

※任意調査のため、期限内に提出のなかった保護者へ提出依頼は行わない。

④～⑥児童、生徒へのアンケート

学校で実施

4 調査対象人数と回収結果 （回答数/対象人数）

① 乳幼児健診7月、8月受診者	119/ 127	② 園保護者	897/ 997
③ 小学2年生保護者	910/1,115	④ 小学2年生	1,090/1,115
⑤ 小学4年生保護者	958/1,094	⑥ 小学4年生	1,064/1,141
⑦ 小学6年生保護者	955/1,104	⑧ 小学6年生	1,104/1,141
⑨ 中学3年生	954/1,006	⑩ 高校2年生	870/ 920
		総数	8,921 / 9,760

5 分析結果

別紙1のとおり

6 グラフ

別紙2のとおり

アンケートの分析結果

(利用率、利用の理由、利用しない理由の小学2年生から高校2年生の比較は後頁のグラフ参照)

1 保護者について

- ① 読み聞かせはある程度定着している。読み聞かせ0（ゼロ）日の家庭をなくすための取組、質の向上への取組が必要である。
- ② 読み聞かせをしない理由、自分の本を読まない理由に「時間がない」を選ぶ人が多い。読み聞かせ、読書の楽しさに気付いてもらう取組を考えていく必要がある。
- ③ 読んであげるきっかけとして、「読んであげるといいと勧められた」をあげる人が多く、働きかけの大切さを確認できた。また、出産のお祝いに絵本をプレゼントされたことをあげる人も多かった。長期的に「自分が子どもの頃に読んでもらっていた」を理由にあげる人が多くなるような取組を考えていきたい。
- ④ 園のおたよりなど、園からの情報で本を選んでいる人も多い。園から読書に関する情報発信を、より積極的に行ってもらおうよう働きかける必要がある。
- ⑤ 図書館を利用しない理由に、「コロナなどウィルス感染が心配」をあげる人が多かった。今後も衛生面を心配する人が増えることが予測される。継続してウィルス感染防止対策を考えていく必要がある。
- ⑥ 図書館を利用しなかった理由として、「なんとなく」「今まで図書館に行くという発想がなかった」と答えた人も多かった。図書館のPR不足。「なんとなく行ってみようかな」という人を増やす取組を考えることが必要。「こんにちはえほん」など、図書館外で図書館のことや読書に関する話ができる事業は、きっかけ作りに有効である。
- ⑦ 「子どもがいるから」を理由に図書館を利用しない人の中には、うるさくして迷惑になることを心配してや、本を破ってしまうなどで利用を控えている人もいる。公共マナーを守りつつも、安心して（気兼ねなく）利用してもらえる配慮やPRなどの取組が必要である。

2 児童生徒について

- ① 臨時休校中に1冊も本を読まなかった児童生徒がいて、学年ごとに割合が増加している。学校があれば朝の一斉読書など、何らかの形で本を読む機会はあったと思われる。働きかけの大切さ、時間が空いたときに「読書」が選択しに入る子どもを増やす取組が必要である。
- ② 「読書が好き」と答えた児童生徒は、全学年県、国より上回っている。読書活動の推進が図られている成果とも考えられる。
- ③ 学年が上がるごとに読書量や質、好きなジャンルなど個人差がはっきりしてくる。
- ④ 中学生が高校生よりも図書館を利用しない理由として「時間がない」を選んでいる。忙しく

て図書館を利用できない時期があっても、読書が楽しいことを忘れない取組を考える必要がある。

- ⑤ 学年が上がるごとに、学習室利用の割合がふえている。図書館として学習室利用をどう考えていくのか検討が必要である。

3 その他全体について

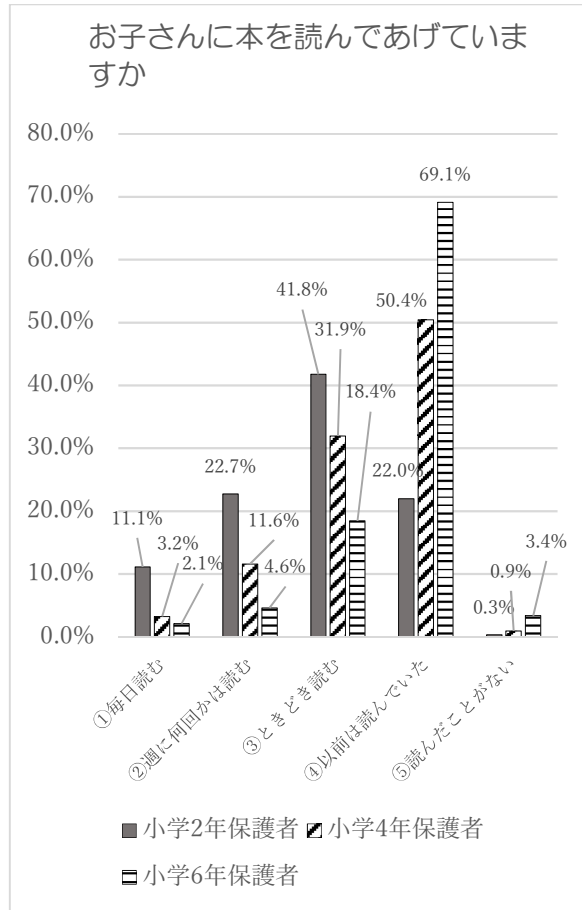
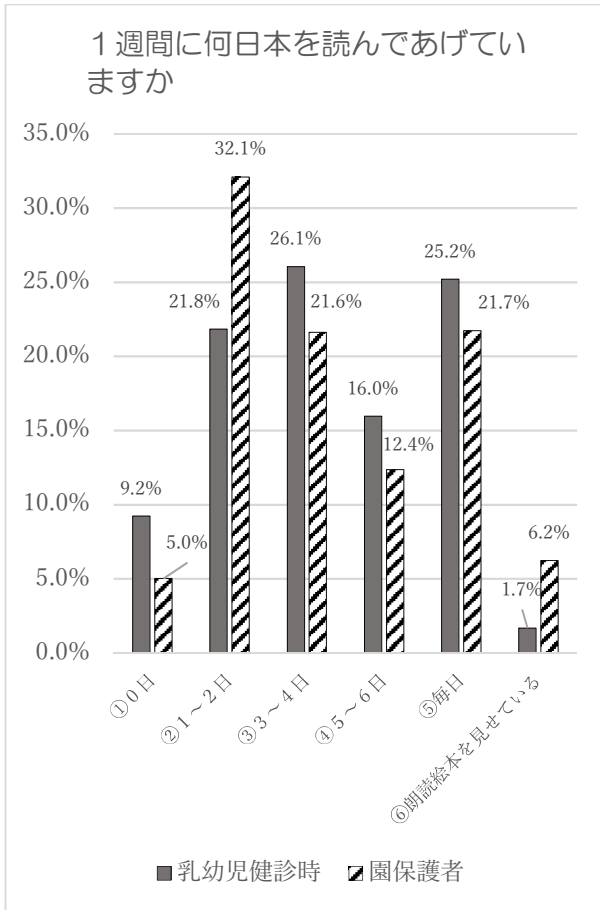
- ① 本を書店で選ぶ人が多い。書店と図書館と連携して取り組める働きかけを考えていけるのではないか。
- ② ネットなど、デジタルでの読書も学年が上がると増加している。マンガや雑誌については、保護者もネットで読む人が増えている。デジタル図書など、図書館での対応も検討する必要がある。

I 保護者に対するアンケート結果

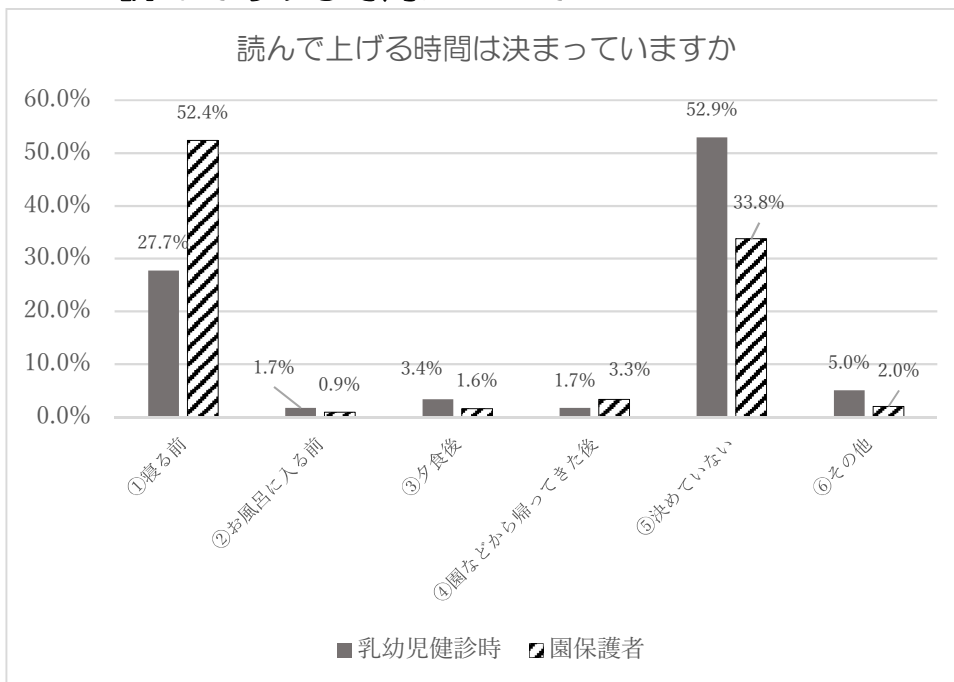
1 お子さんに本を読んであげているかについて

① 乳幼児健診時・園保護者

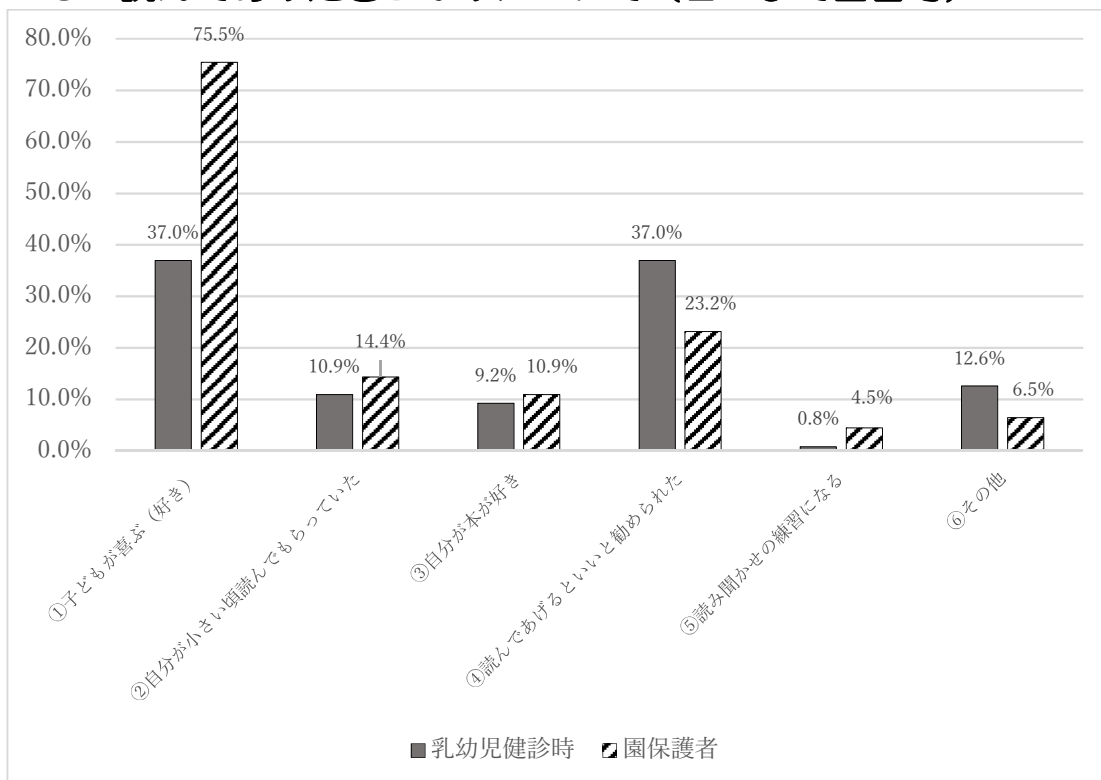
② 小2・4・6保護者



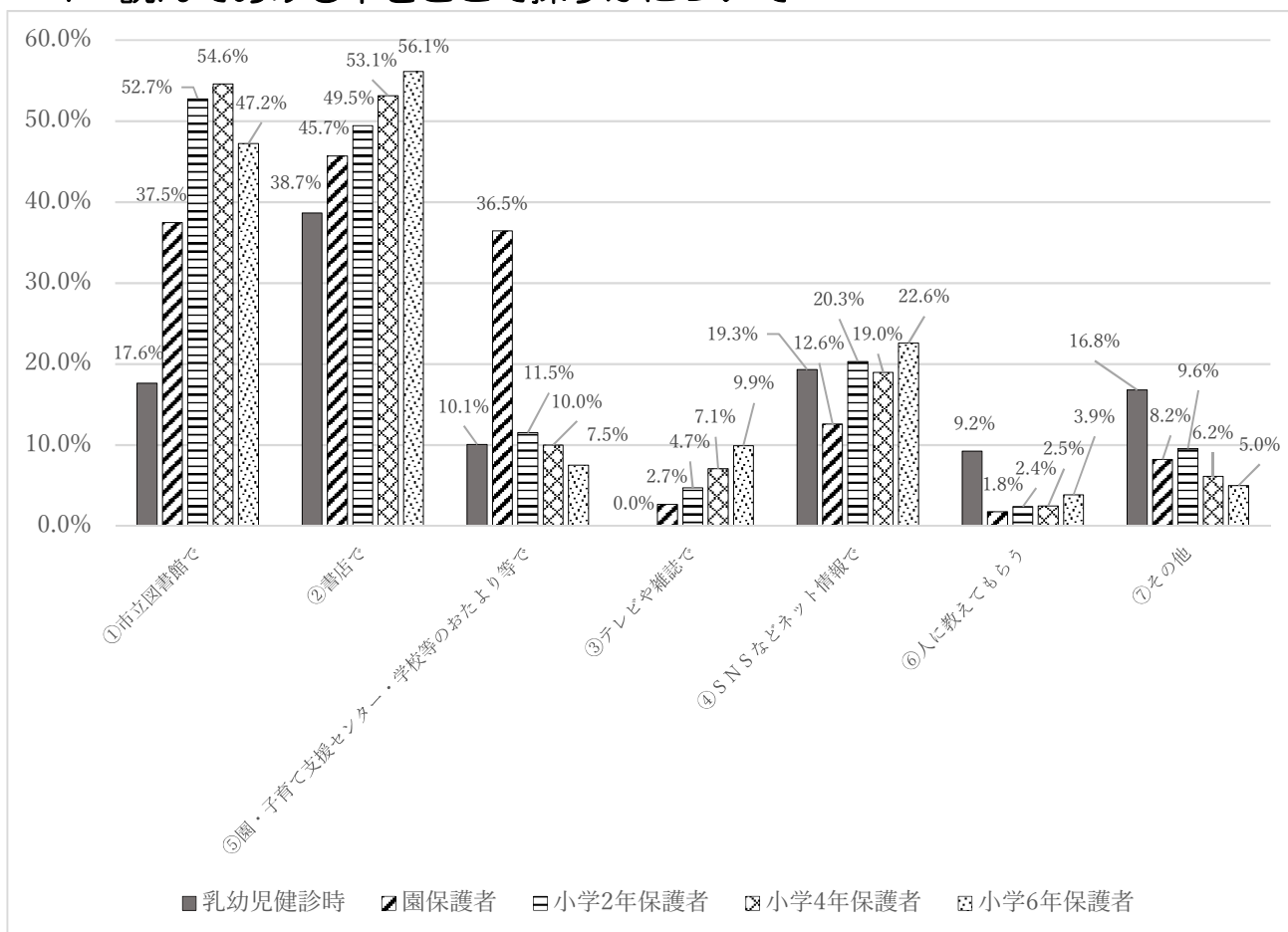
2 読んであげる時間について



3 読んであげたきっかけについて（2つまで回答可）



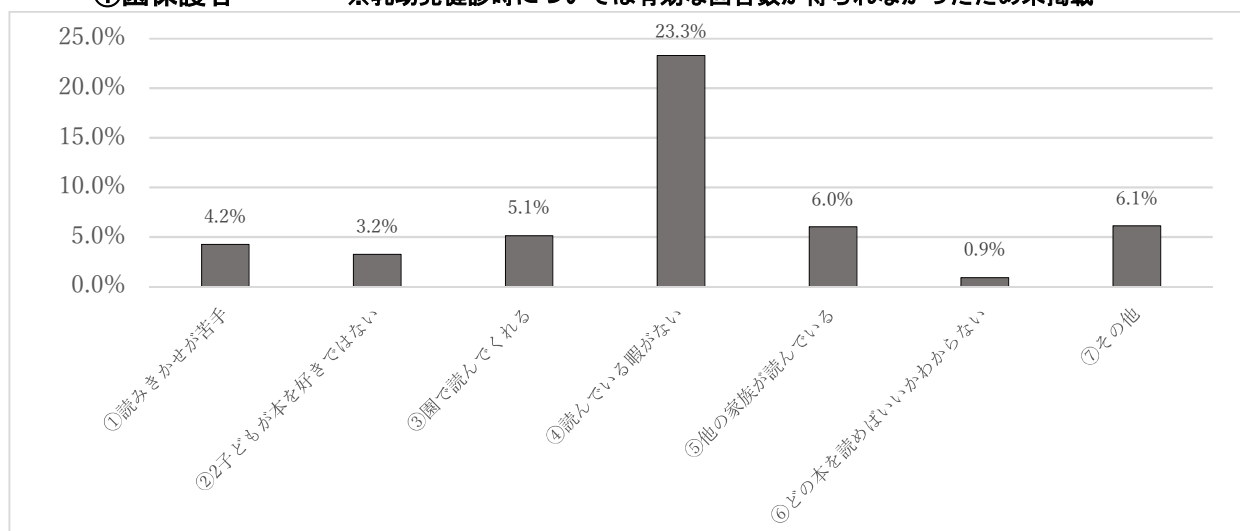
4 読んであげる本をどこで探すかについて



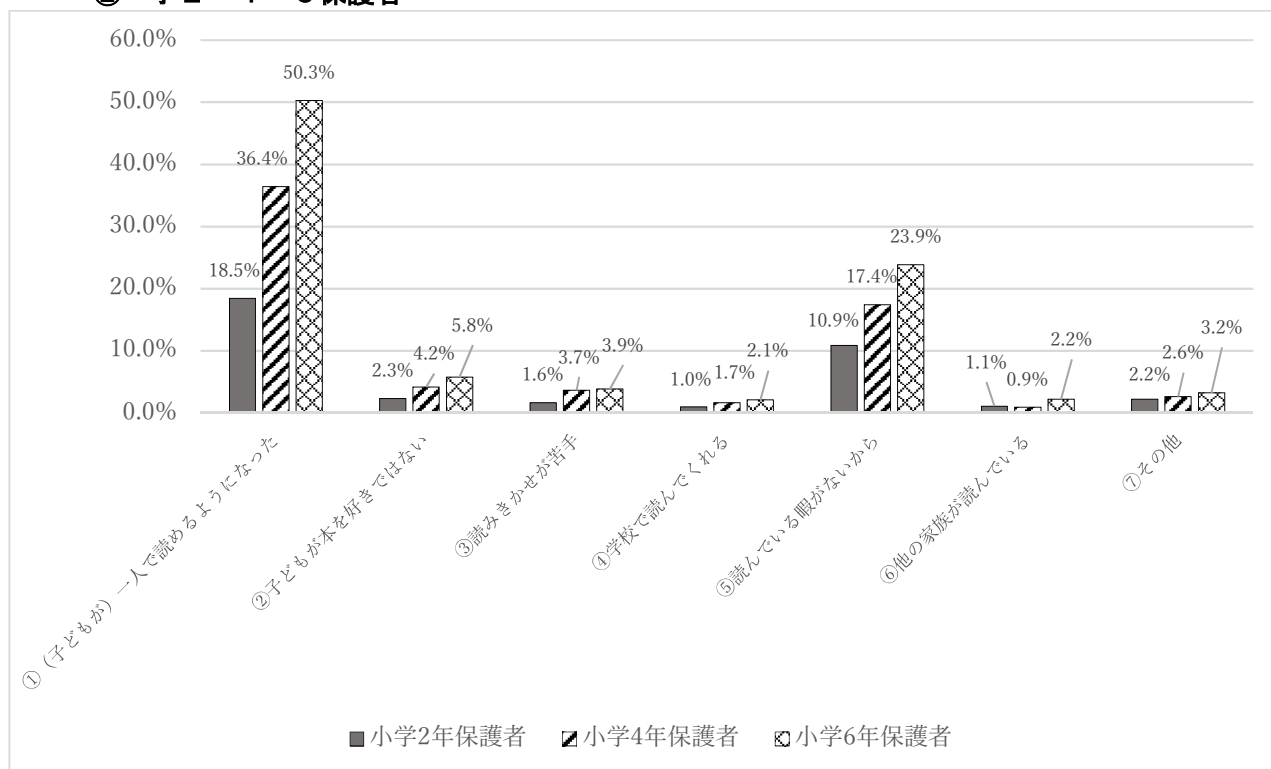
5 読まなかった（読まなくなった）理由について（2つまで回答可）

①園保護者

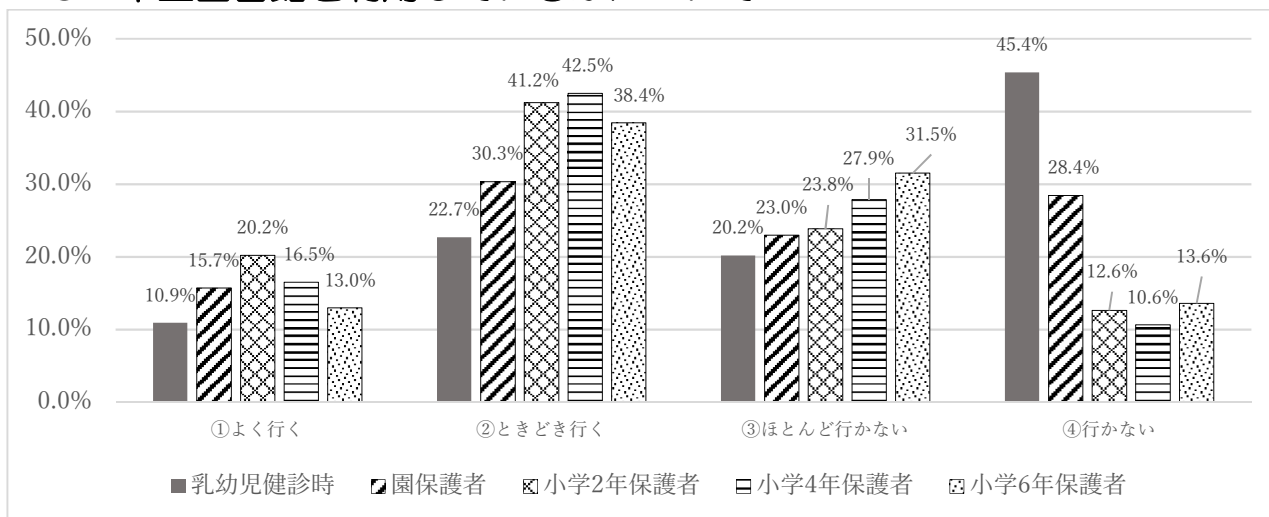
※乳幼児健診時には有効な回答数が得られなかったため未掲載



② 小2・4・6保護者

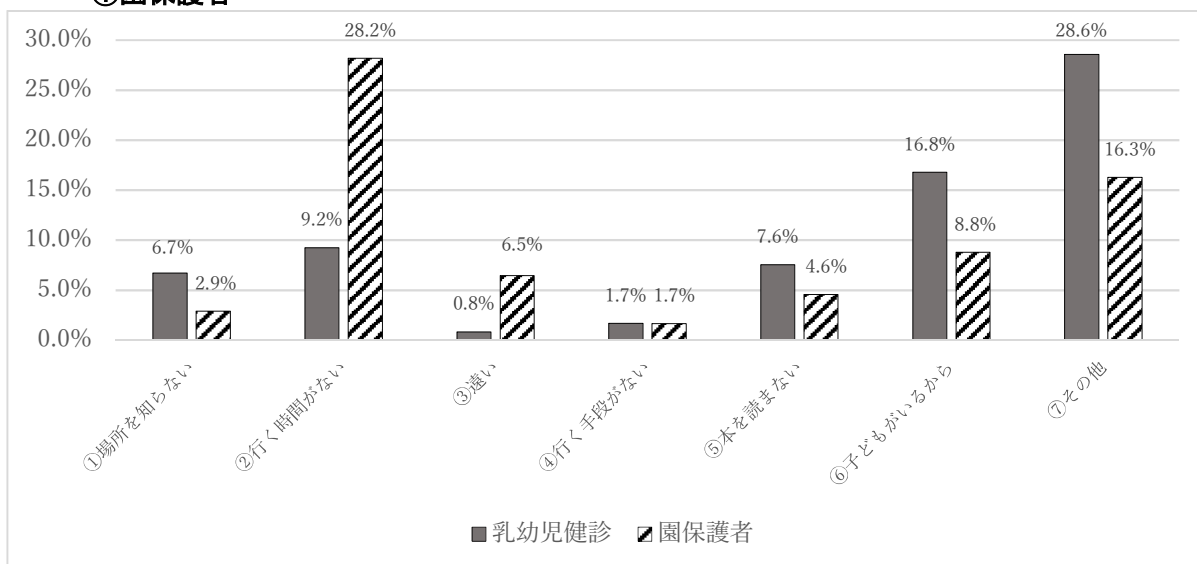


6 市立図書館を利用しているかについて

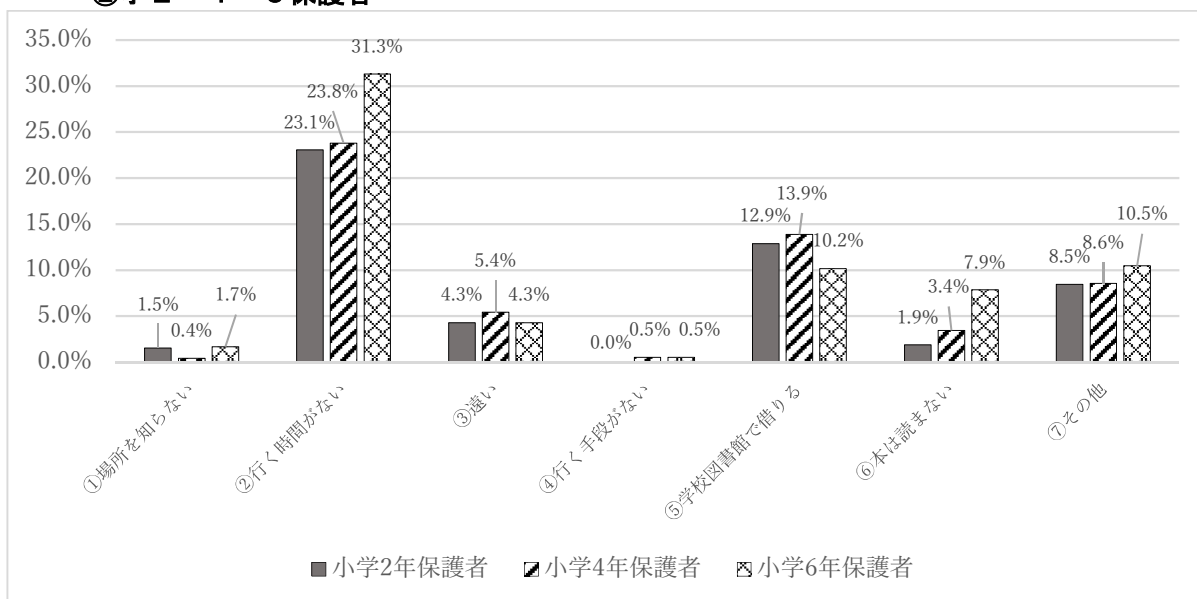


7 市立図書館に行かない理由について（2つまで回答可）

①園保護者

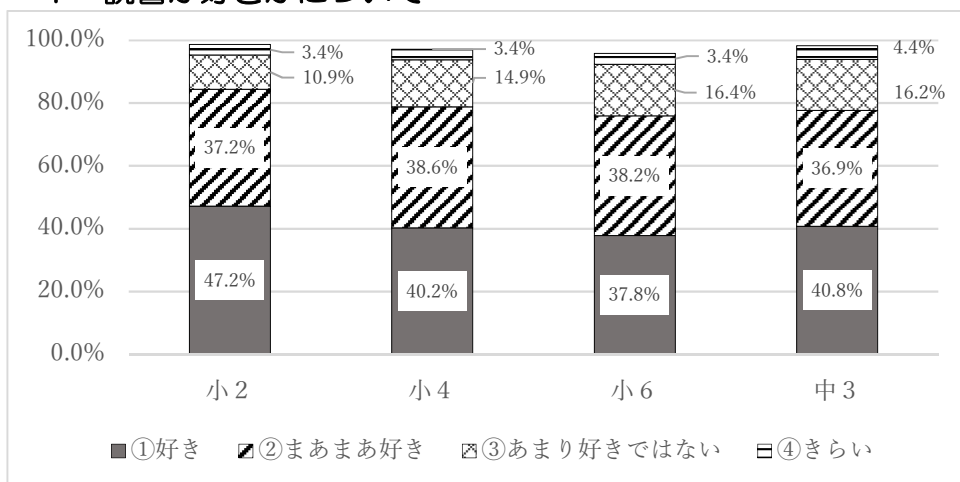


②小2・4・6保護者

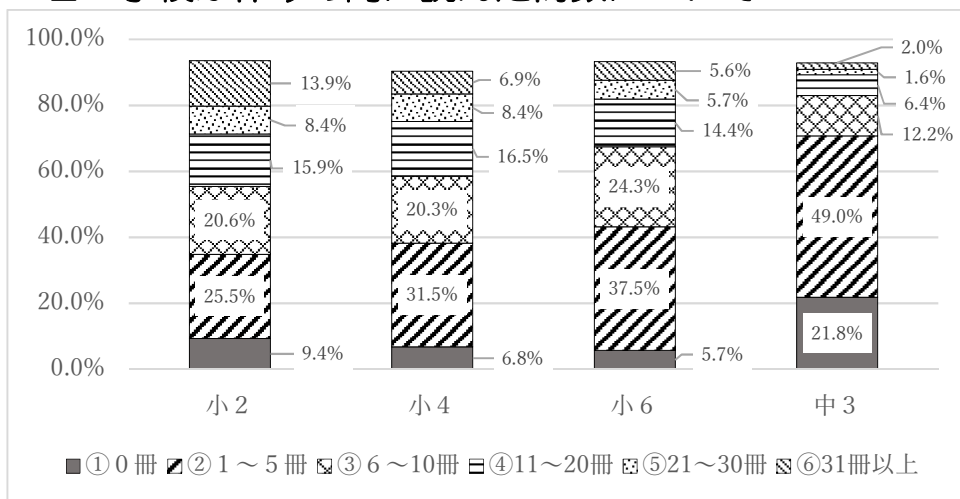


Ⅱ 児童生徒に対するアンケート結果

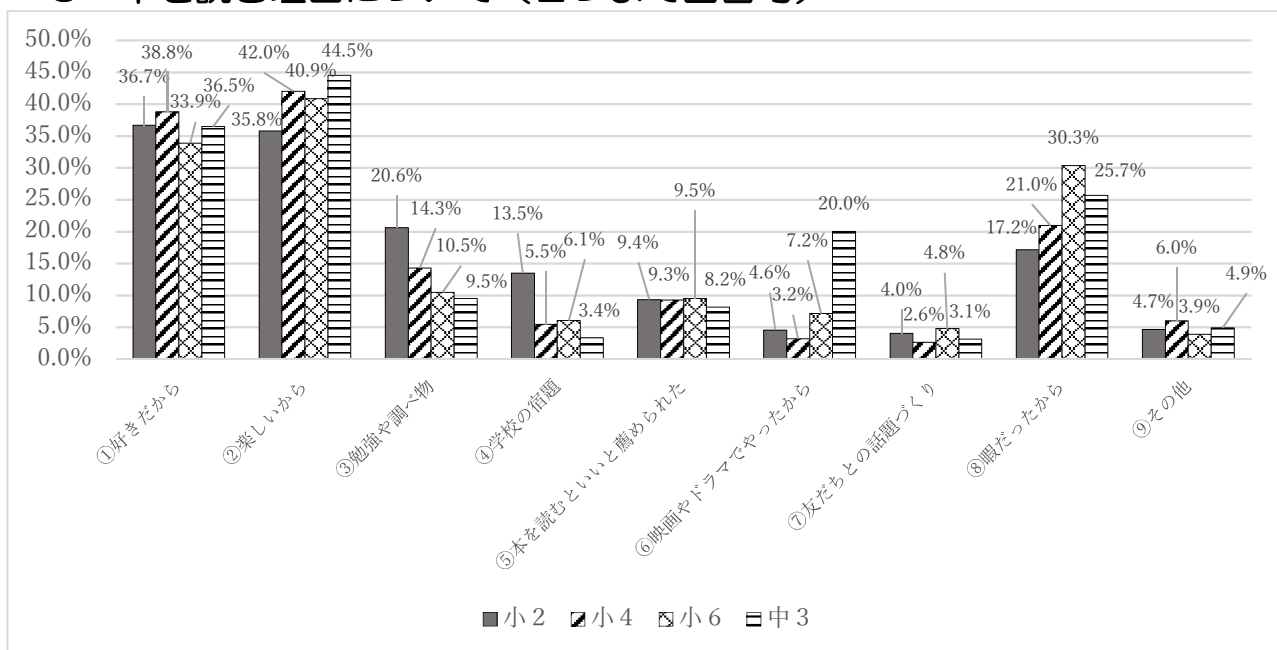
1 読書が好きかについて



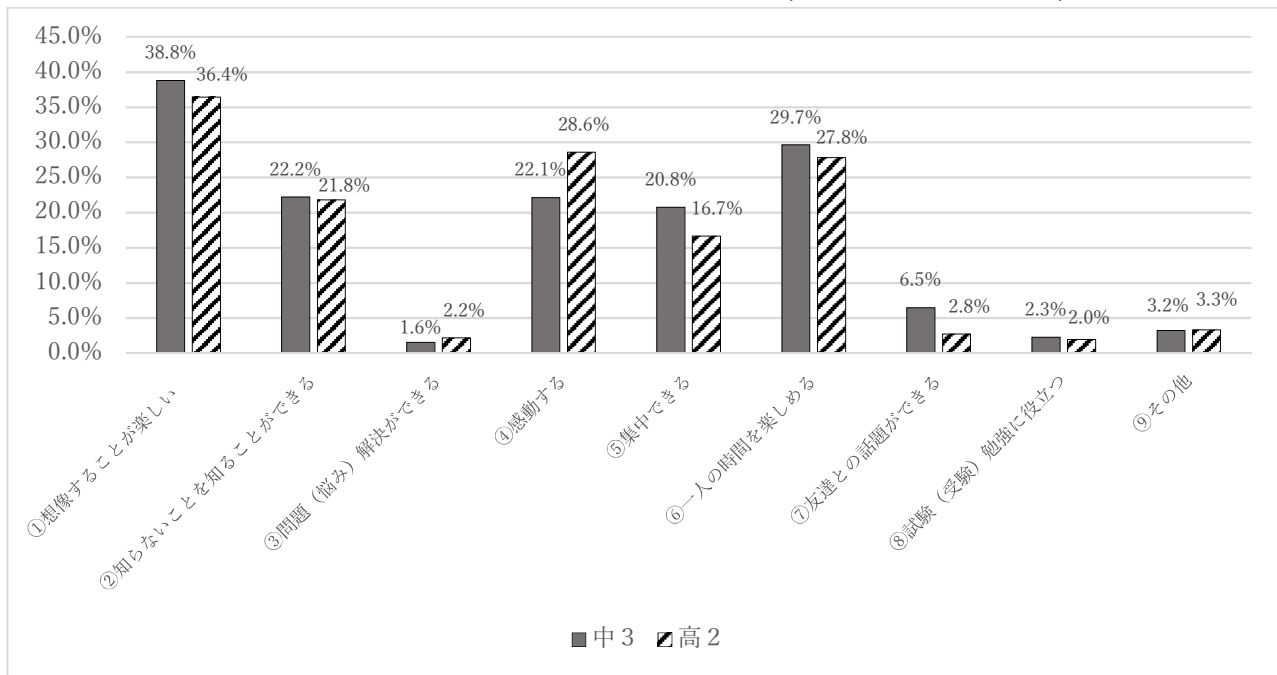
2 学校が休みの間に読んだ冊数について



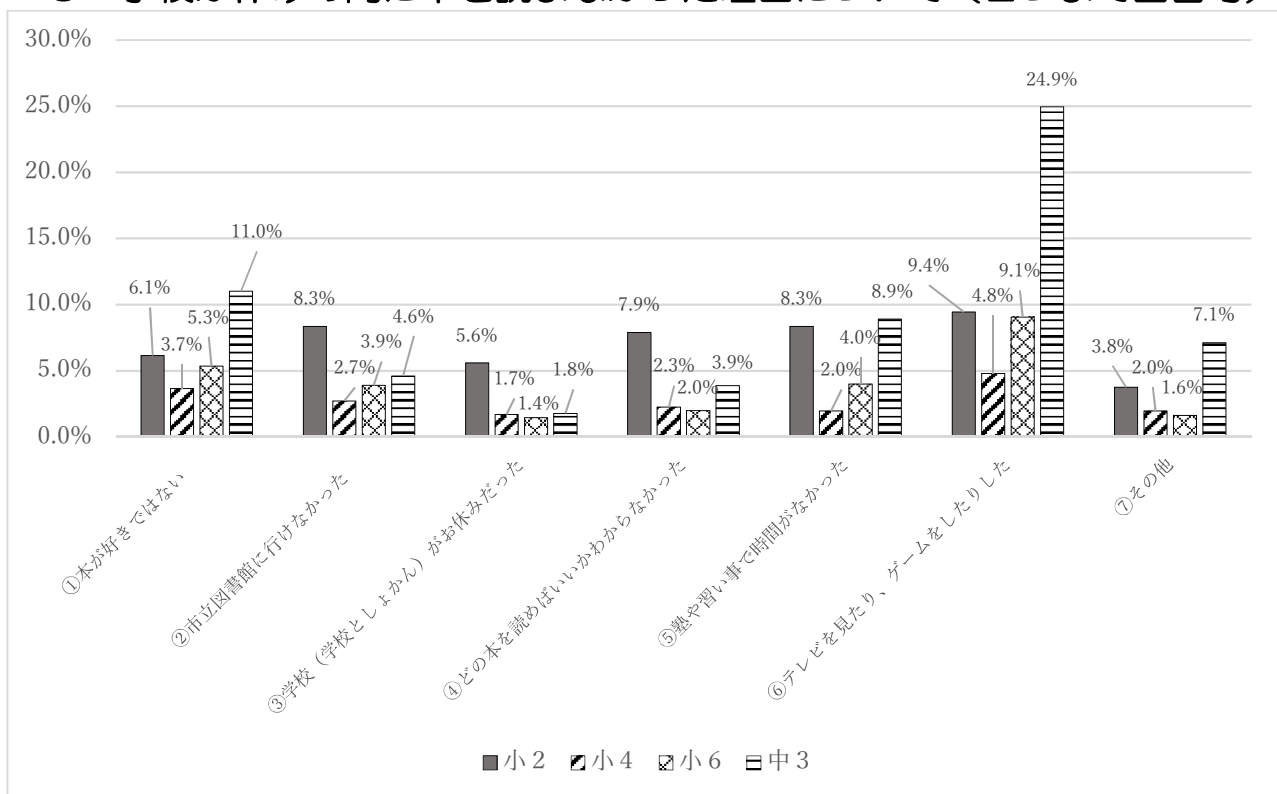
3 本を読む理由について（2つまで回答可）



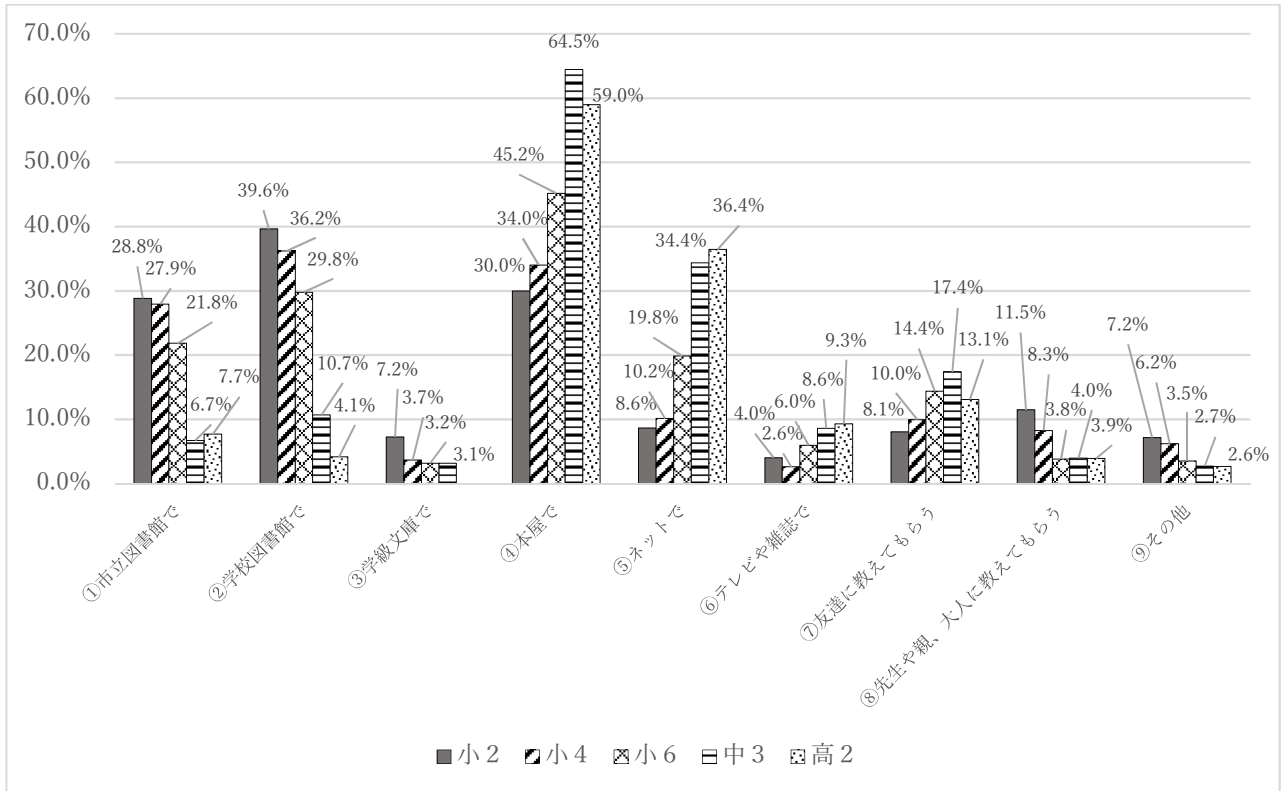
4 読書のどんなところが好きかについて（2つまで回答可）



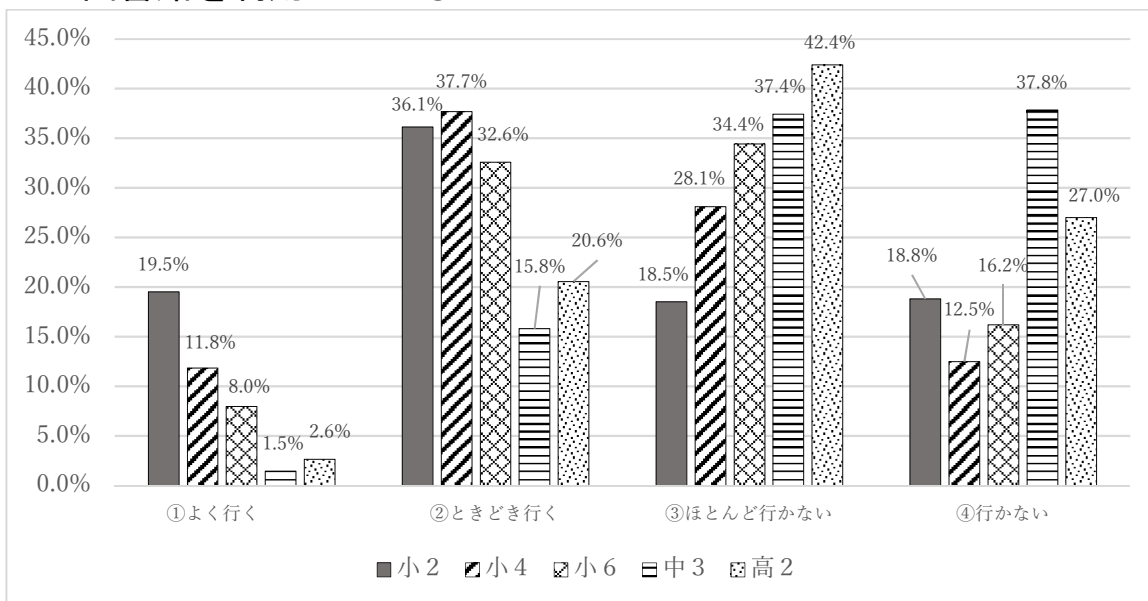
5 学校が休みの間に本を読まなかった理由について（2つまで回答可）



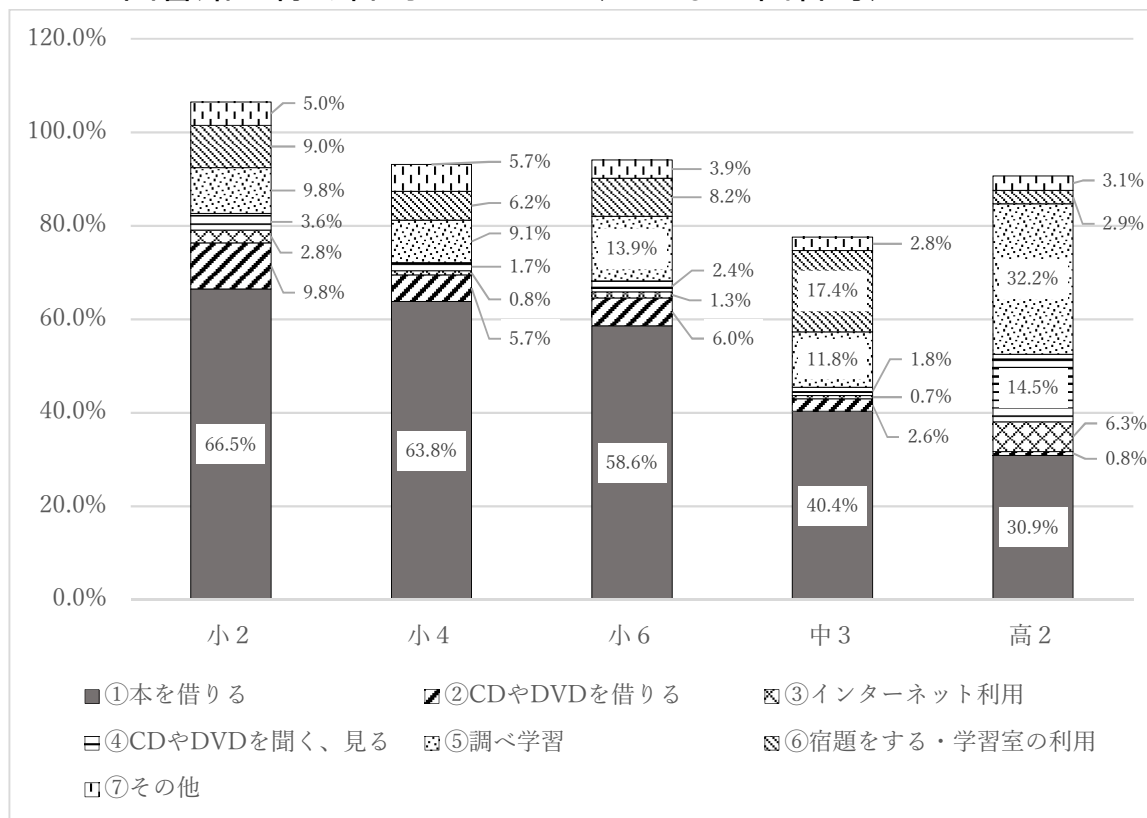
6 読みたい本をどのようにして見つけるかについて（2つまで回答可）



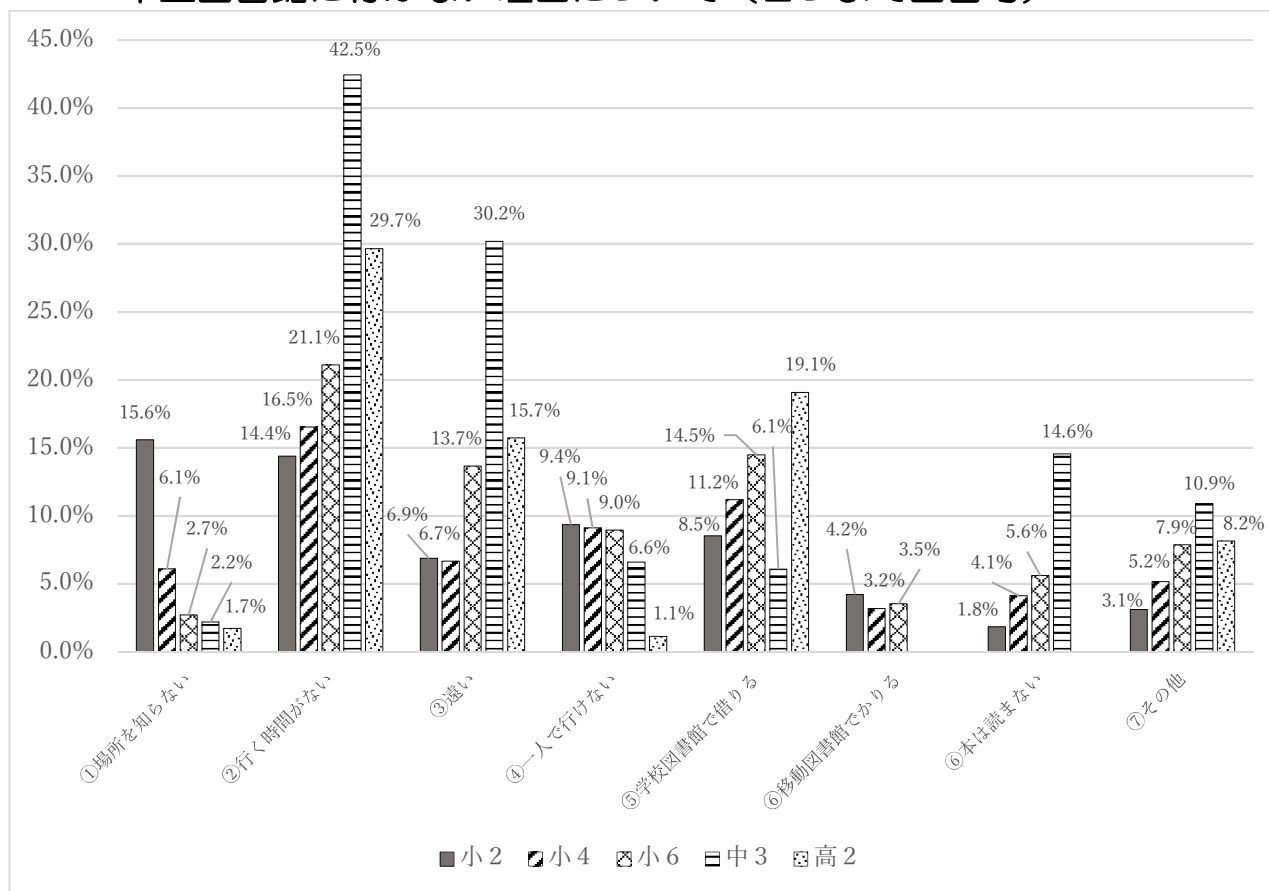
7 図書館を利用しているかについて



8 図書館に行く目的について（2つまで回答可）



9 市立図書館に行かない理由について（2つまで回答可）



県内外の図書館・資料館等一覧

○ 公共図書館・専門図書館等 【】内は提供しているサービス

名称	所在地・電話番号 ホームページQRコード	子ども読書に関連するサービス
静岡県立中央図書館	 静岡県駿河区谷田53-1 ☎054-262-1242	コミック・ゲーム攻略本・参考書を除く児童図書の全点購入 児童書に関するレファレンスデータベース 【閲覧・貸出・協力貸出・レファレンス・コピー】
静岡県立中央図書館子ども図書研究室	静岡県立中央図書館内 	研究用、保存用として多くの児童図書、参考図書を収集 情報交換・交流の場を提供 中学生を除いた15歳以上の大人のみ利用可 【一部貸出・相互貸借・閲覧】
静岡県立図書館子どもコーナー どんぐりひろば	 静岡県立中央図書館内	約5000冊の絵本と約2000冊の読み物の閲覧と貸出が可能 グランシップえほんのひろば閉室に伴い移設 【閲覧・貸出】
静岡県男女協働参画センター図書室	静岡県駿河区馬淵1-17-1 ☎054-255-8763 	ジェンダーの視点で楽しむ絵本をコアコレクションとして収集 あざれあ絵本ナビ 【閲覧・貸出・相互貸借・コピー・レファレンス】
静岡県総合教育センター図書室	 掛川市富部456番地 ☎0537-24-9700	教育専門図書館として、8万冊の教育関係図書及び雑誌、18万件の教育資料所蔵 学校図書館についての情報発信 【閲覧・貸出・相互貸借・コピー・レファレンス】
静岡県立子ども病院図書室	静岡県葵区漆山860 ☎054-247-6251 	小児医療・小児保健に関する情報発信 医学誌書によるおすすめブックリスト 県内外の公共図書館、学校図書館と連携 【閲覧・コピー・レファレンス】
静岡県視覚障害者情報支援センター図書情報部門	 静岡県葵区駿府町1-70 県総合社会福祉会館2階 ☎054-253-0228	視覚障害者、視覚障害者団体・施設などへの貸出 展示・録音図書、雑誌収集、作成 【閲覧・貸出（条件付）・相互貸借】
国立国会図書館国際子ども図書館	東京都台東区上野公園12-49 ☎03-3827-2053 	小学生以下の子どものための児童書及び中高生のための調べものの資料を提供 子どもの読書活動推進に係る取組に役立つ情報の収集・提供（「子どもと本をつなぐ人のページ」） 【閲覧・図書館間貸出・コピー・レファレンス】
公益財団法人東京子ども図書館	 東京都中野区江原町1-19-10 ☎03-3565-7711	児童文学関係研究書等を備えた研究資料室 語り手のため、日本と世界の昔話集収集 在日日系ブラジル人の子どものための読書支援活動 【閲覧・貸出（年間登録料必要）・レファレンス（一部有料）】

用語解説

あ行

朝の一斉読書

学校で行う読書の時間。朝の10分前後を活用して、児童・生徒が自分で選んだ本を読む時間を作る。読書習慣のきっかけづくりとして、小・中・高等学校で取り入れている。

ESD (イー・エス・ディー)

エデュケーション・フォー・サステイナブル・デベロップメント(英: Education for Sustainable Development)の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されている。世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があり、ESDとは、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。ESDは、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を指す。

生きる力

学校教育などで子どもたちに身に付けさせたい能力の総称。文部科学省が提唱しているもので、知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決するなどの「確かな学力」、他人を思いやり、感動したりするなどの「豊かな心」、たくましく生きるための「健やかな体」などから構成されている。

移動図書館

書籍などの資料と職員を載せた自動車や船などを利用して図書館を利用しにくい地域の人のために各地を巡回して図書館のサービスを提供する仕組み。英語では移動手段として自動車が用いられることが多いことからbookmobile (BMと略称される)あるいはmobile libraryと呼ばれている。日本ではこれを直訳して自動車図書館あるいは自動車文庫とも呼ばれている。

インターンシップ

(英: internship) 特定の職の経験を積むために、企業や組織において労働に従事している期間のこと。

SNS (イ・エヌ・エス)

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(英: Social Networking Service)の略で、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。代表的なSNSには、Facebook、Twitter、Instagramなどがある。

SDGs (イ・エス・ジーズ)

サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ(英: Sustainable Development Goals)の略で、持続可能な開発目標のこと。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す。

国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。SDG'sは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

おなかの赤ちゃんとはじめての絵本

徳育保健センターで開かれているパパママセミナーの一つ。妊婦とその家族を対象とした図書館司書による講座。胎児期から絵本を介して親子の触れ合いを進める。

親子読書

読書を通じて家族が同じ時間、同じ空間を共有し、「家族の絆づくり」をすること。その方法としては、①親子で同じ本をいっしょに読む ②親子で同じ時間に別々の本を読む ③子どもが親に本を読んで聞かせる ④親が子どもに本を読んで聞かせる ⑤親子でそれぞれ読んだ本の感想を話したり、薦めあったりするなどがある。

か行

拡大写本

弱視の人でも読めるように、活字を大きく書き写したものの。掛川市では拡大写本のボランティアグループが、要望に合わせて写本の奉仕をしている。

学童保育所

「放課後児童クラブ」を参照

かけがわお茶の間宣言

平成25年度、市民からの公募作品を基に教育委員会が策定した「宣言」。「子育て・人づくりはお茶の間から」をサブテーマとし、人づくりの土台である家庭において、家族が集う「お茶の間」の役割を再確認していくことで、家族団らんから生まれる財産をもとに、豊かな広がりのある人づくりにつなげていくことを目的としている。

かけがわ学力向上ものがたり

「学力」とは何かを学校・家庭・地域で共通した理解をして、どのようにしたら学力の向上が図れるか、その理念や方法を「ものがたり」としてまとめたもの。構成は、序章「かけがわ学力向上ものがたり」策定のねらい、第1章「学力」とは、第2章「全国学力・学習状況調査」の分析から、第3章学びのものがたり、第4章家庭のものがたり、第5章我が校のものがたり(※各学校で作成)となっている。

かけがわ教育の日

初開催は平成19年度。その後11月の第3土曜日を基本に毎年開催している。市民一人一人が教育の重要性を認識し、学校、家庭及び地域等が連携して、教育のあり方を考え、行動するための契機とし、教育の振興を図ることを目的としている。

掛川市教育振興基本計画・人づくり構想かけがわ

「掛川市総合計画」を上位計画とし、「掛川市民憲章」や「掛川市生涯学習都市宣言」等の理念を踏まえ、掛川市の教育に関する基本的な目標や施策を総合的に示すもの。（第1次計画：平成21年3月策定、後期版：平成27年3月策定、第2期：平成31年3月策定）

掛川市総合計画

まちの将来ビジョンを描き、その実現に向けてまちづくりの方向性などを総合的にまとめたもの。地方公共団体における行政運営の最上位計画。（第1次計画：平成19年4月策定、第2次：平成28年3月策定、同Vol. 2：令和2年3月策定。）

かけがわ乳幼児教育未来学会

市内の認定こども園・幼保園・幼稚園・保育所等の施設により構成され、乳幼児保育・教育の質の向上を図る実践研究の推進、乳幼児保育・教育に従事する者の研修などを事業内容とする組織で、市のサポートにより平成28（2016）年度に立ち上げられた。

学校司書

平成26年6月13日に学校図書館法の一部が改正（平成27年4月1日施行）されたことにより、学校に司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書と位置付け、学校に置くように努めることとされた。さらに、学校司書の資質向上を図るため、研修の実施、その他必要な措置を講ずるように努めることとされた。

学校図書館支援室

平成23年1月に掛川市教育センターに開設。学校図書館に関する研修会の企画・運営、情報収集・提供、読書指導に関する助言、各学校の図書館整備等を行い、図書機能の充実を図る。

学校図書館ボランティア

主として学校図書館等で、図書整備、環境整備、読み聞かせなどの奉仕を行う。

家庭教育学級

家庭教育に対するの迷いや悩み、不安などの解決や解消、保護者同士のネットワーク作りなどを目的とした学習会。企画、運営等を保護者自身が行うのが特徴。掛川市では市内の幼稚園、認定こども園等に通う子どもを持つ保護者を対象に開設している。

GIGA（ギガ）スクール構想

2019年12月に文部科学省から発表されたプロジェクト。GIGAとはグローバル・アンド・イノベーション・ゲートウェイ・フォア・オール（英：Global and Innovation Gateway for All）の略。小学校の児童、中学校の生徒1人に1台PCと、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育を実現する構想。

クラウド

クラウドコンピューティング（英：cloud computin

g）は、インターネットなどのコンピューターネットワークを経由して、コンピューター資源をサービスの形で提供する利用形態。略してクラウドと呼ばれることも多く、cloud とは英語で「雲」を意味する。

公共施設マネジメント

地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みを指す。

公民連携協定

公民連携（英：Public Private Partnership・・・パブリック・プライベート・パートナーシップ）。市民サービスの向上と市の継続的な発展、地域経済の活性化を目指し、公民が連携して公共サービスを提供するために結ぶ協定。

子育てコンシェルジュ

子どもに係る相談窓口として、児童に係る悩みや発達の相談、個々のニーズに合った子育て支援サービスについての情報提供等を行い、他部署と連携し解決に導く支援を行う専門の相談員のこと。

子育て支援センター

厚生省の通達に基づく、子育てに対する育成支援を行う施設のこと。掛川市内の子育て支援センターは、保育所内に併設され、未就園児と保護者に対して、安心して学ぶことができる場を提供し専門の保育士が育児相談や子育てサークルの育成などいろいろな育児支援を行っている。

子ども読書の日

平成13年12月12日に公布された「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、4月23日が「子ども読書の日」と制定された。全国各地で子どもの読書に関わる様々な催しが行われている。

子ども図書研究室

静岡県立中央図書館内に、2004年6月開設。県内の子どもの読書活動推進のため、研究用、保存用として多くの児童図書、関連資料を収集しており、子どもの読書に関する情報発信や情報交換の拠点となっている。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日に公布され、子どもの読書活動推進に関する基本理念・国及び地方公共団体の責務・必要事項等を定めた法律。巻末の参考資料参照。

子どもの読書の活動推進に関する基本的な計画

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の読書推進施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするため、平成14年8月に策定された。（第2次：平成20年3月11日策定、第3次：平成25年5月策定、第4次：平成30年4月策定）

こんにちはえほん

掛川市で実施しているブックスタート類似事業。健康医療課と図書館が連携して、6ヶ月児健康相談の際に行っている。家庭での絵本を介した子どもとのかかわり方について説明した後、読み聞かせをし、「よみ

きかせリスト」と絵本1冊を手渡している。

こんにちはえほん・もっと

「こんにちはえほん」のフォローアップ事業。健康医療課と図書館が連携して、2歳2か月児健診の際に行っている。言葉の発達により絵本への興味が高まる3～5歳に向けて、新たに「よみきかせリスト」と絵本を1冊を手渡している。

さ行

サピエ

視覚障害者を始め、目で文字を読むことが困難な方々に対して、様々な情報を点字、音声データなどで提供するネットワーク。

司書教諭

司書教諭は、教諭として採用された者が、学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館の運営活用について中心的な役割を担う。また、司書教諭の資格を得るには、「学校経営と学校図書館」など5教科10単位を修得しなければならない。平成15年度から、12学級以上の学校に配置が義務づけられた。

静岡県子ども読書活動推進計画

平成16年1月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき策定された。(後期：平成20年2月策定、第2次：平成23年3月策定、第2次中期：平成26年3月策定、第3次：平成30年3月策定)

持続可能な社会

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会。

相互貸借

図書館間相互貸借は、図書館サービスの一つ。自館に所蔵していない資料を、他の市町、もしくは県外の図書館から借り受けて、利用者に自館の所蔵資料と同様に貸出を行う。

Society (ソサエティ) 5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

た行

担当者研修会

各学校で学校図書館・読書教育を担当している教員の資質向上に向けた研修会。

地域コーディネーター

地域の志ある人たちと学校が一体となって、公立の小・中学校の教育活動を行うために、学校支援活動に必要な人材を地域から探し出して学校へ紹介するなど、学校と地域の橋渡し役を担う。

中学校区学園化構想

各中学校区の園・学校が連携を強化して子どもの教育にあたるとともに、地域コーディネーターを中心とした園・学校支援ボランティアを活用した教育活動を展開するなど、地域に根ざした教育を推進すること。

デジタルコンテンツ

デジタルコンテンツとは、デジタル化された情報(デジタルデータ)で構成されたものの総称。デジタルとは数値で表現しきれる段階のある情報である。コンピューターでは0と1のデジタルな値の組み合わせで処理されている。コンテンツとは、もともとは「内容」「中身」という意味であるが、特にコンピューターやWWW(ワールド・ワイド・ウェブ)の世界において、マルチメディア環境によって提供される内容や中身を指すことが多い。静止画や動画、音声、文字などの情報やデータの総称がコンテンツである。

電子図書館

広義には、データベースを使った書誌・文献検索サービスや、テキスト・映像・音源などマルチメディアデータを含むデジタルアーカイブの提供、また、それらをインターネット経由で館内・館外から利用可能にするなどのシステムを備えた図書館やアーカイブサービス。

読書週間

昭和22年、出版社・図書館・取次会社・書店・報道・文化関連団体が読書週間実行委員会を結成し、11月17日から第1回「読書週間」を実施した。翌年、文化の日を挟んだ10月27日～11月9日の2週間が「読書週間」と定められた。

図書館活動グループ

図書館と関わりを持ち自主的な活動をするなかで、図書館と市民の橋渡し役となっているグループ。

図書館司書

図書館法第4条の規定に基づいて図書館に設置される専門職員。

図書館フェスティバル

秋の読書週間に合わせて、読書の普及を目的に行う掛川市独自の図書館行事。期間中は、オープニングイベントの他、読み聞かせ、工作づくり、各種講座、講演会など図書館活動グループと連携して行っている。

図書標準

公立の義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年に文部省が定めたもの。

な行

認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる。

は行

人づくり構想かけがわ

「掛川市教育振興基本計画（後期）・人づくり構想かけがわ」を参照

PDCAサイクル（ピー・ディー・シー・エー・サイクル）

Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の頭文字をとったもので、これらを一連して繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法。品質管理の父といわれるウィリアム・エドワーズ・デミング（アメリカ）が提唱した。

ビブリオバトル

平成19年、京都大学大学院の大学院生だった谷口忠大氏（現立命館大学理工学部教授）が、輪読会で読む本は自分たちで決めようと考案した。参加者が読んで面白いと思った本を持ち寄り、順番に一人5分間で本を紹介する。それぞれの発表の後、参加者全員で本に関するディスカッションを2～3分行い、全員の発表終了後、「どの本が一番読みたくなかったか？」を基準とした投票を参加者全員（一人1票）が行う。最も多くの票を集めた本がチャンプ本となる。

ブックスタート事業

赤ちゃんと保護者が肌のぬくもりを感じながら、言葉と心を通わすかけがえのないひとときを、絵本を介して持つことを応援する運動。0歳児健診等に参加した赤ちゃんと保護者を対象に、絵本や子育て関連の資料などを手渡す。平成4年（1992年）に英国で始まり、日本でも実施する地方自治体が増えつつある。他類の方法も含めると、平成28年2月現在、県内の全市町が実施している。

ブックトーク

テーマを決め、そのテーマに沿った本を何冊か選び、つながりを持たせながら紹介することを通して、聞き手の興味を引き出す読書指導の一つ。

並行読書

国語の授業の中で、教科書の題材と同じ作者や似た構成の作品を並行して読ませること。

ペープサート

日本で生まれた平面人形劇のひとつで、「ウチワ型紙人形劇」のことを言う。昭和23年頃、児童文化財として誕生した。2枚の紙に人形画（登場人物）を描いて、中心に竹串をはさみ、貼り合わせて、まわりをウチワ型に切り抜いて作る。竹串を持ち、表裏2面をクルクルッと返して操作する。“ペープサート”という名前は、ペープサート作家兼実演家の貴重な第一人者、永柴孝堂氏（1909～1984）の命名によるもので、「紙人形劇」＝「paper puppet theater」（ペーパー・パペット・シアター）を短縮した造語。

放課後児童クラブ

保護者が就労などのため、放課後等の保育が困難になっている家庭の児童を対象に、指導員が保護者に代わり共に遊んだり、学んだりしながら児童の健全育成を図る施設。

放課後等デイサービスセンター

心身障害児の健全育成および保護者の養育負担の軽減を図り、児童・生徒の福祉の向上と余暇活動の充実を図ることを目的に開設された。平成13年、掛川区域に「かざぐるま」が、平成17年に大東・大須賀区域に「みなみかぜ」が、さらに、平成27年、掛川区域に「はるかぜ」が開設された。

ま行

や行

ら行

レファレンス

図書館が行う利用者サービスの一つで、調べものや、図書・資料を探すことを援助する。

わ行

YA（ワイ・エー）

ヤングアダルト（英：Young Adult）の略で、アメリカで13歳から19歳の世代の人たちに対して使われている言葉。「若いおとな」を意味する。図書館ではYAコーナーなどと一般的に使われている。



©掛川市

「掛川ほんわか（本輪架）プラン

掛川市子ども読書活動推進計画 - 第4次計画 -

令和3年3月

発行 掛川市教育委員会
編集 掛川市子ども読書活動推進会議
〒436-0079 掛川市掛川 1148 番地の1
(掛川市立中央図書館)

電話 0537-24-5921

F A X 0537-23-6183

E-mail toshokan@city.kakegawa.shizuoka.jp